

児童相談所業務外部評価委員会・②評価報告書のあらまし

1 地域における連携の取組

(1) 幼児虐待事案における関係機関の連携状況

他府県において要保護児童として見守り対象となっていた児童が府内に一時滞在中、繰り返し虐待を受け重症を負った事案について、児童相談所や関係機関による検証状況を確認・評価



- ▶ 一時的な滞在であっても滞在先の自治体に速やかに連絡を入れることが大切
- ▶ 新たに親子関係を構築せねばならない子ども連れの再婚家庭は中途養育の難しさに直面しやすいということを十分認識した上での対応が必要
- ▶ 地域から情報が寄せられるのを待つのではなく、支援者が自ら出掛けていき情報把握を行う取組が必要

(2) 要保護児童対策地域協議会の開催・運営状況

各児童相談所所管地域ごとに1カ所を選定し、要保護児童対策地域協議会のケース会議等開催状況やケース管理の状況について確認・評価



- ▶ 母子保健部門や学校など、関係機関がそれぞれの役割を認識し、援助を分担しあえるよう連携、関係づくりを行うことが大切
- ▶ 協議会の調整機関にも専門性が求められることから、研修の充実と外部の専門家を活用する仕組みづくりが必要
- ▶ 警戒・監視型のアプローチではなく、支援を届けるという福祉的な視点が不可欠

2 子どもの安全確保等児童相談所による虐待対応の取組

安全確認の実施状況や援助方針の決定状況等を昨年に引き続き確認し、加えて、DV事案に関わって警察からの通告が増えている心理的虐待への対応状況及び総合相談・DV相談等各相談窓口との連携状況について確認・評価



- ▶ 児童の安全確認では、当事者や地域住民に与える負の影響についても一定の考慮が必要
- ▶ これまでの経験を踏まえたより具体的な援助・対応策を確立し、取組を進めるべき
- ▶ 児童相談所の専門性を高めるため、専門職の採用や児童相談所全体をスーパーバイズできる外部専門家の活用を検討するべき
- ▶ 心理的虐待を受けた児童に対する心のケアを適切に実施すること
- ▶ 児童相談所に総合相談やDV相談の機能が付与されたことのさらなる周知が必要